

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所（以下「C営業所」という。）に配属され、主にC営業所が所管する地域のコンプレッサーのメンテナンス業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から出張及び残業が大幅に増えたことにより、仕事中に目眩が起きるようになり、また、突然、休日出勤させられたこと、上司からのプレッシャー、社内の雰囲気悪さ、室温40度以上での作業等もあって、同年〇月頃には、目眩がひどく立てなくなり、仕事ができなくなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「混合性不安抑うつ障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、E医師は、平成○年○月○日付け請求人の精神障害に係る業務起因性の医学的見解において、平成○年○月中旬頃、ICD-10診断ガイドラインの「F41.2 混合性不安抑うつ障害」を発病していたものと判断する旨述べている。当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らし、同医師の判断は妥当であり、請求人は、平成○年○月中旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F41.2 混合性不安抑うつ障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事以外の出来事」について

請求人は、本件疾病を発病した原因として、①平成〇年〇月又は同年〇月頃から他の営業所への応援工事が多くなったものの、会社F営業所はいい人ばかりで、雰囲気も良くて、全く問題なかったが、仲の良くない人ばかりの会社G営業所（以下「G営業所」という。）への応援工事は精神的なプレッシャーになったこと、②応援工事から帰ると、連絡もないまま休日出勤が入っており、そのことを人員配置担当から直接ではなく、担当者以外の同僚から教えてもらったこと、③平成〇年〇月頃、月80時間以上の時間外労働をしたこと、④平成〇年〇月〇日から同月〇日まで12日間連続勤務したこと、⑤平成〇年〇月〇日、Hから「この会社は自宅療養での休養は認められない。もしそれを上に報告すると、お前には直接言わないかもしれないが、管理する上の者に『辞めさせる』と言ってくるかもしれない。転勤するか。」と真剣に言われたなどの上司からのパワーハラスメントがあったこと、⑥平成〇年〇月、目眩の症状があったため、Hに仕事内容の変更を申し出たが、車の運転業務をしないでよいように対処してくれなかったなどの上司とのトラブルがあったことを主張している。

また、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、目眩から始まった症状の発現は、有機溶剤を吸引・吸収した場合の典型的な中枢神経系の症状の発現であること、これに加え、請求人は様々な粉塵が蔓延しているところや高温多湿といった劣悪な職場環境で作業したが、認定基準別表1において、特別な出来事以外の場合の総合評価における共通事項として、職場環境の悪化、具体的には、騒音、照明、温度（暑熱・寒冷）、湿度（多湿）、換気、臭気の悪化等が著しい場合、総合評価を強める要素として考慮しなければならないにもかかわらず、原処分庁は、この職場環境の悪化を全く考慮していない旨主張する。

ア 上記①の出来事について、請求人は、仲の良くない人ばかりのG営業所への応援工事が多くなり精神的なプレッシャーになった旨を述べている。

この出来事については、決定書理由に説示のとおり、嫌がらせ等により恣意的に請求人が応援工事に行かされたものとは認められないが、請求人は、応援先のG営業所の労働者との人間関係に、より負担を感じていた旨主張していることから、認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）を類推適用すると、応援先の労働者との間に具体的なトラブルが生じたとの事情は認められず、応援工事自体は業務的に困

難なものではなかったことからすれば、その心理的負荷の強度は「弱」にとどまるものと判断する。

イ 上記②の出来事について、請求人は、上司であるHやIの連絡不足や配慮の欠如があり、上司や同僚らの対応に不満を持っていた旨を述べている。

しかしながら、決定書理由に説示のとおり、この出来事を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）及び「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）を類推適用しても、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

ウ 上記③の出来事については、請求人が月80時間以上の時間外労働をしたと主張する時期は、本件疾病発病後の出来事であるため、決定書理由に説示のとおり、心理的負荷の評価の対象外である。

エ 上記④の出来事については、平成〇年〇月〇日から同月〇日まで13日間の連続勤務が認められ、認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するところ、決定書理由に説示のとおり、この間、連日、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行ったとは認められないので、その心理的負荷の強度は「中」と判断する。

オ 上記⑤の出来事については、本件疾病発病後の出来事であり、決定書理由に説示のとおり、心理的負荷の評価の対象外である。

カ 上記⑥の出来事については、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷「Ⅱ」）に該当するが、決定書理由に説示のとおり、周囲から認識されるような対立は生じていないことから、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

キ 以上のとおり、評価期間における業務による心理的負荷は「中」が1つで「弱」が複数認められるところ、当審査会としても、全体評価は「中」とどまるものと判断する。

ク なお、請求代理人は、劣悪な職場環境で作業したことを原処分庁が判断に当たって考慮していないことは誤りである旨主張しているが、一件記録を改めて精査しても、決定書理由に説示のとおり、請求人が劣悪な作業環境で作業していたとする事実は認められないことから、上記主張は採用することはできない。

3 よって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。